

2011年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

## 【小論文】

**問題** 後記の資料を読んで、次の質間に答えなさい。

- (1) 棚村意見及び吉田意見について、共通点と相違点を指摘しなさい。
- (2) 父母が離婚した後の望ましい家族関係のあり方について、あなたの考え方を述べなさい。

※資料として、毎日新聞「ニュース争論：『共同親権』導入のは是非 棚村正行氏／吉田容子氏(2010年6月26日)」を筆記試験時に配付しました。

### 参考法令

(民 法)

- 第766条 ① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。  
② 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

- 第818条 ① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。  
② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。  
③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

- 第819条 ① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。  
② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

- ③ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。
- ④ 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。
- ⑤ 第一項、第三項又は前項の協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
- ⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

- 第877条
- ① 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
  - ② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
  - ③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

(児童虐待の防止等に関する法律)

- 第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。
- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
  - 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 第14条
- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。
  - ② 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪につ

いて、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

- 第1条 ① この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- ② この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- ③ この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。